

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第85号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第70号）中県営屋敷前アパートに係る改正部分の施行期日は、平成27年10月14日とする。